

小中学校の学校給食費の完全無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっている。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。

その経費の負担について、文部科学省は、設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解から、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する市町村も増えてきている。

しかし、市町村における学校給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政をさらに圧迫するなどの懸念があり、そして、財政規模の違いもあり、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を解消するよう努力することは国の務めである。

子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において学校給食費の財源確保を行い、すべての市町村で小中学校の学校給食費の完全無償化を速やかに実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月21日

光市議会

提出先

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿